



過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子

第86号
令和4年3月
発行



教育だより豊島

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

TOSHIMA SDGs WEEK

豊島区立小・中特別支援学級(固定学級)

第58回「まとめ展」を実施しました。

区立小・中学校特別支援学級(固定学級)の児童・生徒によるまとめ展を2月5日、19日に開催しました。中学校区ごとに児童・生徒が集まり、日頃の学習成果を発表し合い、小・中学校の交流をはかりました。心に響く音楽、表情豊かな演技を届けていました。



学習発表・音楽発表
「あゆみつづけるために～ぼくたち・わたしたちにできること」



和太鼓演奏「勇駒」 合奏「虹」



劇「ヤギーポッターと太陽のさかさ魔法」

西巣鴨小学校 劇「かがやかせよう みんなの地球」
西巣鴨中学校 和太鼓「東風」 合奏「カイト」

長崎小学校 劇「知っトク!どうする?五組一ズ!」
西池袋中学校 マンドリン演奏・器楽演奏「6組のキセキ～終わらないその旅へ～」

要小学校 劇「させつ～すすかけのとびら～」



お問合せ 教育センター子どもサポートグループ/3590-1251



第4回

インターネットの安全な使い方

～著作権・肖像権の考え方～

豊島区では、令和2年度より区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対し、オンライン学習ツールのアカウントを配付し、各学校において調べ学習としてインターネットを活用しています。第83号から4回にわたり、インターネットの安全な使い方に関して、情報発信してまいります。今回は、「著作権・肖像権の考え方」です。

著作権・肖像権とは

著作権とは、自分が作った作品に関する権利のことです。大きく分けて、作品を作った人の人格を守るための権利と、作品を作った人が作品の使用料を受け取ることができる権利の2つがあります。作った人の許可なく他人に見せたり、名前を公表したり、内容を変えたりしてはいけません。

肖像権とは、勝手に写真に撮られたり、撮られた写真を勝手に公開されない権利です。有名人が名前や顔写真などを勝手に使われない権利も、肖像権に当たります（総務省HPより）。

著作権・肖像権を侵害しないためには

映画、アニメ、テレビ番組、音楽、マンガ、小説などの作品をコピーして販売したり、インターネット上で他人に見られる状態にしたりすると、著作権侵害に当たる恐れがあります。また、他人の写真を撮って勝手にSNSなどに公開したり、好きな有名人の写真を勝手にインターネット上で公開したりすることは、肖像権侵害に当たる恐れがあります。区で貸与したタブレットPCで学習するときや家庭のパソコン等を利用するときは、著作権・肖像権を侵害しないように気付けましょう。

児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、ご家庭での話題提供をお願いいたします。



お問合せ 総務課ICT環境整備グループ/4566-2784